



山形県公報

平成17年1月25日(火)
第1613号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| 青少年保護条例に基づく処分をするための聴聞..... | (文化振興課) ...59      |
| 道路の区域の変更.....              | (村山総合支庁建設総務課) ...同 |
| 県道の供用の開始.....              | (同) ...60          |
| 同.....                     | (置賜総合支庁建設総務課) ...同 |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                     |    |
|---------------------|----|
| 政治団体の届出事項の異動.....   | 同  |
| 政治団体の解散.....        | 61 |
| 政治団体の収支報告書の要旨.....  | 同  |
| 資金管理団体の届出事項の異動..... | 63 |
| 資金管理団体の指定の取消.....   | 同  |

### 公 告

|                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... | (庄内総合支庁企画振興課) ...同    |
| 同.....                  | (同) ...64             |
| 県営住居入居者の一般公募.....       | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ...同 |
| 同.....                  | (庄内総合支庁建築課) ...66     |
| 一般競争入札の公告.....          | (出納局) ...69           |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第70号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第17条の8第1項の規定により、同条例第11条第1項の規定に違反した者に対して同条第4項の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成17年1月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 日 時 平成17年2月4日(金) 午前11時から
- 2 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁902会議室

#### 山形県告示第71号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月25日から同年2月7日まで縦覧に供する。

平成17年1月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山辺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長         |
|--------------------------------------|---|------|-----------------------|------------|
| 東村山郡山辺町大字築沢字前掛2515番1から<br>同 2514番1まで |   | 旧    | 24.5メートル<br>と<br>21.6 | メートル<br>37 |
| 同                                    | 上 | 新    | 24.0メートル<br>と<br>19.5 | 同上         |

## 山形県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月25日から同年2月7日まで縦覧に供する。

平成17年1月25日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 山形山辺線
- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字築沢字前掛2515番1から  
同 2514番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年1月25日

## 山形県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月25日から同年2月7日まで縦覧に供する。

平成17年1月25日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 米沢停車場線
- 2 供用開始の区間 米沢市駅前二丁目2190番19から  
同 2268番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年1月25日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成17年1月25日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠

政 党

| 政治団体の名称         | 異 動 事 項    | 内 容              |                  | 届出年月日          |
|-----------------|------------|------------------|------------------|----------------|
|                 |            | 新                | 旧                |                |
| 自由民主党櫛引町支部      | 会 計 責 任 者  | 佐 藤 栄 一          | 井 上 繁 雄          | 平成<br>16.12.21 |
| 自由民主党山形県酒田市第一支部 | 主たる事務所の所在地 | 酒田市幸町二丁目9 - 19番地 | 酒田市幸町二丁目1 - 19番地 | 同<br>12.21     |
| 自由民主党大石田町支部     | 代 表 者      | 森 哲 男            | 斎 藤 實            | 同<br>12.28     |

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 異 動 事 項    | 内 容            |                | 届出年月日          |
|---------|------------|----------------|----------------|----------------|
|         |            | 新              | 旧              |                |
| 共生社会懇談会 | 主たる事務所の所在地 | 酒田市幸町二丁目9 - 19 | 酒田市幸町二丁目1 - 19 | 平成<br>16.12. 9 |
| 佐藤猛後援会  | 会 計 責 任 者  | 富 樫 裕 司        | 横 倉 忠 光        | 同<br>12.21     |
|         | 主たる事務所の所在地 | 酒田市大宮町一丁目10番3号 | 酒田市大宮甲47 - 1   | 同              |
| 天童一新会   | 代 表 者      | 加 藤 昌 宏        | 鈴 木 照 一        | 同<br>12.28     |
|         | 会 計 責 任 者  | 横 山 成 典        | 矢 萩 武 昭        | 同              |

山形県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成17年 1月25日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体

| 政 治 団 体 の 名 称 | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|---------------|--------------|---------------|
| いなざわみらいの会     | 解 散          | 平成16.12. 5    |
| 栗原晴峰後援会       | 解 散          | 平成16.12.15    |
| 北里敏明山形県後援会    | 解 散          | 平成16.12.24    |

山形県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成17年 1月25日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## (その他の政治団体)

単位：円

| 政治団体の名称                          | 栗原晴峰後援会  | 北里敏明山形県<br>後援会 | いなざわみらい<br>の会 |
|----------------------------------|----------|----------------|---------------|
| 報告年月日                            | 16.12.20 | 16.12.24       | 16.12.27      |
| 収入総額                             | 48,295   | 806,572        | 19,590        |
| 前年繰越額                            | 48,295   | 0              | 19,590        |
| 本年収入額                            | 0        | 806,572        | 0             |
| 支出総額                             | 48,295   | 806,572        | 0             |
| 本年收入の内訳                          |          |                |               |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |          |                |               |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0        | 806,569        | 0             |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |          |                |               |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあつせんに係るもの) |          | 806,569        |               |
| 政党匿名寄附                           |          |                |               |
| 事業収入(内訳別掲)                       |          |                |               |
| 交付金収入                            |          |                |               |
| 借入金(内訳別掲)                        |          |                |               |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |          | 3<br>3         |               |
| 支出の内訳                            |          |                |               |
| 経常経費                             | 0        | 114,000        | 0             |
| 人件費                              |          |                |               |
| 光熱水費                             |          |                |               |
| 備品・消耗品費                          |          | 114,000        |               |
| 事務所費                             |          |                |               |
| 政治活動費                            | 48,295   | 692,572        | 0             |
| 組織活動費                            | 48,295   | 176,956        |               |
| 選挙関係費                            |          |                |               |
| 事業費                              | 0        | 0              | 0             |
| 機関紙発行事業費                         |          |                |               |
| 宣伝事業費                            |          |                |               |
| パーティー事業費                         |          |                |               |
| その他の事業費                          |          |                |               |
| 調査研究費                            |          |                |               |
| 寄附・交付金                           |          | 515,616        |               |
| その他の経費                           |          |                |               |
| 資産等の有無                           | 無        | 無              | 無             |

## 北里敏明山形県後援会

## ○寄附の内訳

(政治団体分)

|            |          |         |
|------------|----------|---------|
| 寄附者の氏名・名称  | 金額       | 住所・所在地  |
| 地域振興・防災研究会 | 800,000円 | 東京都千代田区 |

## 山形県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成17年 1月25日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 異動事項       | 内 容          |                |
|-----------|---------|------------|--------------|----------------|
|           |         |            | 新            | 旧              |
| 佐藤 猛      | 酒田市議会議員 | 主たる事務所の所在地 | 酒田市大宮一丁目10番3 | 酒田市大字大宮甲47番地の1 |
| 佐藤 藤 彌    | 県議会議員   | 主たる事務所の所在地 | 酒田市幸町二丁目9-19 | 酒田市幸町二丁目1-19   |

## 山形県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成17年 1月25日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 指定取消年月日    |
|-----------|-----------|------------|
| 鈴木 照 一    | 天童一新会     | 平成16.12.28 |

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年 1月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成17年 1月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 みんなありがとうねっと
  - (2) 代表者の氏名  
内山 大起
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東田川郡朝日村大字大網字七五三掛32番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、秩序ある社会のあり方と暮らし方、美しい未来へとつながる循環型社会をどう築いていくのかということを考え、「参加・協働・連帯」をキーワードに考え、庄内から世界へと自然環境との共生を目的に実践していく集団として、それぞれの活動分野をとおり、美しい地球の自然環境を子供たちの未来へとつないで

いくことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年 1月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成17年 1月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 極楽鳥海人

(2) 代表者の氏名

太田 薫

(3) 主たる事務所の所在地

飽海郡遊佐町大字小原田道ノ下5番地の11

(4) 定款に記載された目的

この法人は、鳥海山を中心とする一体的な地域において、鳥海山をシンボルとする安全・安心で美しい地域の創出と地域内外との交流、連携に関する調査研究、実践事業を行い、環鳥海地域の地域活性化に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年 1月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地               | 規格   |                | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            |                            | 敷金          | 摘要           |                            |
|------------|-------------------|------|----------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|--------------|----------------------------|
|            |                   | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積    |      |     | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 |             |              | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 |
| 県営小出アパート1号 | 長井市台町3-1          | 3DK  | 55.7<br>平方メートル | 1    | 一般用 | 13,400<br>円     | 16,300<br>円                | 19,200<br>円                | 22,200<br>円                | 25,600<br>円                | 29,500<br>円 | 3月分の家賃に相当する額 |                            |
| 同 小国アパート1号 | 西置賜郡小国町大字兵庫館3-3-9 | 同    | 58.0           | 1    | 同   | 12,500          | 15,200                     | 18,000                     | 20,700                     | 24,000                     | 27,500      |              |                            |
| 同 飯豊アパート   | 西置賜郡飯豊町大字萩生3893-3 | 同    | 59.4           | 2    | 同   | 14,600          | 17,700                     | 20,900                     | 24,200                     | 27,900                     | 32,100      |              |                            |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成17年2月1日から2月9日まで(ただし、郵送の場合は、平成17年2月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜西事務所  
(山形県長井市高野町二丁目3番1号)

## 5 入居の時期 平成17年3月中旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年1月25日

山形県知事 高 橋 和 雄



1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分               | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |     |
|--------------|--------------------|------|-------------------------------|------|------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|              |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                  | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 |        | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |     |
| 県営美原アパート2号A  | 鶴岡市美原町19-28        | 2DK  | 40.5                          | 1    | 一般用              | 11,400                  | 13,800                             | 16,300                             | 18,900                             | 21,800 | 25,000                             | 3月分の家賃に相当する額                       | 単身可 |
| 同 美原アパート2号B  | 同                  | 3DK  | 77.0                          | 1    | 同                | 20,300                  | 24,600                             | 29,100                             | 33,600                             | 38,900 | 44,600                             |                                    | 単身可 |
| 同 美原アパート4号A  | 同 美原町18-3          | 2DK  | 44.4                          | 1    | 同                | 12,300                  | 14,900                             | 17,700                             | 20,400                             | 23,600 | 27,100                             |                                    |     |
| 同 茅原アパート3号A  | 同 大字茅原字草見鶴16-1     | 3DK  | 61.0                          | 1    | 同                | 16,500                  | 20,100                             | 23,700                             | 27,400                             | 31,700 | 36,400                             |                                    |     |
| 同 末広アパート2号B  | 同 末広町23-20         | 同    | 69.3                          | 1    | 同                | 22,300                  | 27,000                             | 32,000                             | 36,900                             | 42,600 | 48,900                             |                                    |     |
| 同 末広アパート3号A  | 同                  | 2LDK | 69.3                          | 2    | 同                | 22,300                  | 27,000                             | 32,000                             | 36,900                             | 42,600 | 48,900                             |                                    |     |
| 同 しがねアパート1号  | 酒田市しがね町一丁目21-1     | 3DK  | 63.5                          | 2    | 同                | 16,800                  | 20,400                             | 24,100                             | 27,900                             | 32,200 | 36,900                             |                                    |     |
| 同 しがねアパート2号B | 同 しがね町一丁目21-11     | 同    | 58.4                          | 1    | 同                | 15,700                  | 19,000                             | 22,500                             | 26,000                             | 30,000 | 34,500                             |                                    |     |
| 同 しがねアパート2号C | 同                  | 同    | 63.9                          | 1    | 同                | 17,200                  | 20,800                             | 24,700                             | 28,500                             | 32,900 | 37,700                             |                                    |     |
| 同 しがねアパート3号B | 同 しがね町一丁目21-14     | 同    | 69.5                          | 1    | 同                | 19,000                  | 23,000                             | 27,200                             | 31,400                             | 36,300 | 41,700                             |                                    |     |
| 同 東泉アパート1号B  | 同 東泉町四丁目15-21      | 同    | 64.2                          | 1    | 同                | 18,000                  | 21,900                             | 25,900                             | 29,900                             | 34,500 | 39,700                             |                                    |     |
| 同 東泉アパート3号A  | 同 東泉町四丁目15-22      | 同    | 62.6                          | 1    | 同                | 18,100                  | 22,000                             | 26,000                             | 30,000                             | 34,700 | 39,800                             |                                    |     |
| 同 東泉アパート3号B  | 同                  | 同    | 64.2                          | 1    | 同                | 18,600                  | 22,500                             | 26,700                             | 30,800                             | 35,500 | 40,800                             |                                    |     |
| 同 鳥海アパート2号A  | 同 富士見町三丁目2-118     | 2DK  | 53.0                          | 1    | 特定目的用<br>(歳・障害者) | 17,600                  | 21,400                             | 25,300                             | 29,200                             | 33,700 | 38,700                             |                                    | 単身可 |
| 同 鳥海アパート3号B  | 同                  | 同    | 54.5                          | 1    | 同                | 18,200                  | 22,100                             | 26,100                             | 30,100                             | 34,800 | 40,000                             |                                    | 単身可 |
| 同 遊佐アパート     | 鮎川郡遊佐町大字遊佐町字田子10-2 | 3DK  | 59.3                          | 1    | 一般用              | 13,800                  | 16,700                             | 19,800                             | 22,900                             | 26,400 | 30,300                             |                                    |     |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成17年2月4日から同月10日まで(ただし、郵送の場合は、平成17年2月10日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成17年3月下旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、コンピュータリテラシー実習装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年 1月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成17年 2月 7日(月)午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量  
コンピュータリテラシー実習装置 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成17年 3月30日(水)
- (4) 納入場所 山形市松栄二丁目 2 番 1 号 産業技術短期大学校
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年 3月県規則第 9 号)第125条第 6 項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行なう体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 8の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2723

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の 2 の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成17年 1月31日(月)午後1時まで提出すること。この場合において、当該仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

正 誤

| 発行年月日       | 県 公 報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤     | 正      |
|-------------|--------------|-----|----|-------|--------|
| 平成17. 1. 14 | 第1610号       | 21  | 14 | 山形天童線 | 山形停車場線 |

平成17年 1月25日印刷  
平成17年 1月25日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円( 郵送料共 )

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056